

## 令和2年第4回本部町議会臨時会会議録

招 集 年 月 日	令和2年4月24日		
招 集 場 所	本部町議会議場		
開 閉 会 日 時 及 び 宣 言	開 会	令和2年4月24日	午前10時00分
	閉 会	令和2年4月24日	午前10時44分

※ 出席並びに欠席議員は下記のとおりである。

出 席 13 名                      欠 席 1 名                      欠 員 0 名

議席番号	氏 名	出席等別	議席番号	氏 名	出席等別
1	真 部 卓 也	出	9	具志堅 勉	出
2	崎 浜 秀 昭	〃	10	座間味 栄 純	〃
3	比 嘉 由 具	〃	11	松 川 秀 清	欠
5	小橋川 健	〃	12	喜 納 政 樹	出
6	伊良波 勤	〃	13	宮 城 達 彦	〃
7	具志堅 正 英	〃	14	崎 浜 秀 進	〃
8	仲宗根 須磨子	〃	15	石 川 博 己	〃

※ 会議録署名議員

8 番	仲宗根 須磨子	9 番	具志堅 勉
-----	---------	-----	-------

※ 地方自治法第121条の規定により、説明のため本会議に出席した者は次のとおりである。

町 長	平 良 武 康	副 町 長	伊野波 盛 二
教 育 長	知 念 正 昭	総 務 課 長	仲宗根 章
企画商工観光課長	屋富祖 良 美	住 民 課 長	崎 原 誠
福 祉 課 長	安 里 孝 夫	健康づくり推進課長	平安山 良 信
農 林 水 産 課 長	松 本 一 也	上 下 水 道 課 長	新 里 一 成
教育委員会事務局長	有 銘 高 啓		

※ 本会議に職務のため出席した者

事 務 局 長	宮 城 健	主 事	仲宗根 農
---------	-------	-----	-------

# 議 事 日 程

4月24日（金） 1日目

日程番号	議案番号	件 名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定の件
3	報 告 第 7 号	令和元年度本部町水道事業会計予算繰越報告について（報 告）
4	議 案 第 30 号	専決処分の承認を求めることについて（本部町税条例等の一部を改正する条例の制定について） （議案説明・審議・採決）
5	議 案 第 31 号	専決処分の承認を求めることについて（本部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について） （議案説明・審議・採決）
6	議 案 第 32 号	令和2年度本部町一般会計補正予算について （議案説明・審議・採決）

○ **議長 石川博己** ただいまから令和2年第4回本部町議会臨時会を開会します。

開 会（午前10時00分）

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配りましたとおりでございます。

日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって8番 仲宗根須磨子議員及び9番 具志堅 勉議員を指名します。

日程第2．会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日4月24日限りの1日間にします。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって会期は、本日4月24日限りの1日間に決定しました。

日程第3．報告第7号 令和元年度本部町水道事業会計予算繰越報告についてを議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。町長。

○ **町長 平良武康** おはようございます。議案を提案する前に、一言だけ思いを話させてください。このところ、新型コロナウイルス対策ということで、役場のほうからは町民の皆さん各位に対しまして、いろいろとこの対策に対しまして情報を発信しながら、情報を共有しながら、そしてその対策に対して鋭意町民こぞって対応していることに対しまして、この場を借りて町民全体に深く感謝と敬意を申し上げます。なお、議員各位にとりましてもいろんな形でコロナ対策に対して、お互いに情報を共有しながら対応していることにつきまして、この場を借りてまたお礼を申し上げますとともに、今後もまた一緒になってコロナ対策に対する対応策をとっていただければと思っております。最も感謝を申し上げたいのは、我が本部町の野毛病院、それからやまだクリニックをはじめ、医療関係者の皆様方が鋭意その対策に取りかかっているというようなことに対しまして、この場を借りて感謝をしたいと思っております。特に医療関係者につきましては、みずからの命の危険も冒しながら対応していることに対しまして、私どもがみんなそろって、町民全体そろってその感謝の意を示していきたいとこのように思っております。

では、議案の提案を申し上げます。令和2年第4回本部町議会臨時会におきまして、1件の報告と3件の議案を提出してございます。その内訳は、令和元年度水道事業会計予算の繰越しの報告が1件、専決処分の承認を求める議案が2件、令和2年一般会計補正予算が1件となっております。

説明に当たりましては、副町長、教育長並びに担当課長が説明を行いますので、ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○ **議長 石川博己** 上下水道課長。

○ **上下水道課長 新里一成** 報告第7号 令和元年度本部町水道事業会計予算繰越報告について、地方公営企業法第26条の規定により、令和元年度本部町水道事業会計予算繰越計算書を別紙のとおり報告する。令和2年4月24日提出、本部町長 平良武康。

次のページをお願いいたします。令和元年度本部町水道事業会計予算繰越計算書。地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額。1款資本的支出、1項建設改良費、事業名、新浄水場建設事業、予算計上額2億4,408万2,000円、支払義務発生額1,850万6,000円、翌年度繰越額2億2,557万6,000円、左の財源内訳、国庫補助金1億1,274万7,000円、起債1億1,270万円、損益勘定留保資金12万9,000円、不用額ゼロ、説明、用地取得の遅延したことによるであります。以上です。

○ 議長 石川博己 質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第7号 令和元年度本部町水道事業会計予算繰越報告についてを終わります。

日程第4. 議案第30号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。住民課長。

○ 住民課長 崎原 誠 議案第30号 専決処分の承認を求めることについて。本部町税条例等の一部を改正する条例について。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。令和2年4月24日提出、本部町長 平良武康。

提案理由、地方税法の一部を改正する法律、関係政令及び省令等が令和2年3月31日に公布され、4月1日に施行されたことに伴い、本部町税条例等の一部を改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

次のページをお開きください。この1ページ目が専決処分書となっております。読み上げて説明します。専決処分書。地方自治法第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないため、次のとおり専決処分する。記、本部町税条例等の一部を改正する条例の制定について。令和2年3月31日、本部町長 平良武康。

次の2ページから12ページまでが今回の一部改正条例となっております。

13ページ以降は参考資料となっておりますが、参考資料1、13ページのほうに一部修正がありますので、修正をよろしく願います。13ページの一番下の欄、数字の「25,000万円」という数字につきましては、「2,500万円」の誤りとなっておりますので、修正のほうをよろしく願います。よろしく願います。

それでは条例の概要については、参考資料2、65ページのほうで説明いたします。今回の改正条例につきましては、本則が3条まで定められておりまして、1条、2条につきましては本部町税条例の一部を改正する条例。第3条につきましては平成31年条例第6号であります本部町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例となっております。

詳細につきましては、一番最後のページ、66ページで説明させていただきます。第1条関係につきましては、1点目が未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直し等となっております。全てのひとり親家庭に対して公平な税制を実現する観点から、「婚姻歴の有

無による不公平」と「男性のひとり親と女性のひとり親の間の不公平」を同時に解消するため、婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子を有する単身者について同一の控除を適用する等の措置を講ずることとなっております。これは地方税法において未婚のひとり親の定義規定が創設され、未婚のひとり親に寡婦（寡夫）控除を適用することとされたものとなっております。ちなみに、本町、昨年度の児童扶養手当の該当者で人数を見た場合に、新たに22名のひとり親世帯が今回の控除の対象になるものと考えております。

2点目に、所有者不明土地等に係る固定資産税の課題への対応。所有者不明土地等に係る固定資産税の課税上の課題に対応するため、所有者情報の円滑な把握や課税の公平性の確保の観点から、以下の措置を講ずる。①現に所有している者、主に相続人等に当たります。その申告の制度化。登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間における現所有者に対し、条例で定めるところにより、氏名・住所等必要な事項を申告させることができる。こちらに関しましては、現在任意で現所有者の申告をしてもらっているところですが、それが条例化されたというところですが、②が使用者を所有者とみなす制度の拡大。調査を尽くしてもなお所有者が明らかとならない固定資産について、使用者へ事前に通知した上で、使用者を所有者とみなして固定資産税課税台帳に登録し、固定資産税を課すことができるというところですが、現在のところ本町ではそういったケースは把握してございません。

最後に3点目、軽量の葉巻たばこの課税方式の見直し、これは2条にも関係しております。重量に応じて課税されている軽量の葉巻たばこについて、紙葉巻たばこと同等の税率負担となるよう、本数課税の見直しを行うものとなっております。なお、激変緩和を図る観点から、たばこ税率の引上げのスケジュールに合わせて一定の経過措置を講じ、税率を段階的（令和2年10月及び令和3年10月に）に引き上げるものとなっております。以上です。

○ 議長 石川博己 質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第30号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。議案第30号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認されました。

日程第5. 議案第31号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。健康づくり推進課長。

○ 健康づくり推進課長 平安山良信 議案第31号 専決処分の承認を求めることについて。本

部町国民健康保険税の条例の一部を改正する条例について。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。令和2年4月24日提出、本部町長 平良武康。

提案理由、地方自治法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、本部町国民健康保険税条例の一部を改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由でございます。

次のページをお開きください。次のページが専決処分した内容となります。読んで説明します。専決処分書。地方自治法第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないため、次のとおり専決処分する。記、本部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。令和2年3月31日、本部町長 平良武康。

次ページをお開きください。次のページが本部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例となっております。

次のページをお開きください。次のページは参考資料となっております、新旧対照表となっております。新旧対照表が3ページありますが、説明につきましては、一番最後のページ、4枚めくっていただきまして、議案第31号参考資料②となっている資料で説明させていただきたいと思っております。

これは本部町国民健康保険税条例の主な改正概要でございます。2点あります。1点は、保険税の課税限度額の引き上げについてでございます。もう1点が保険税の軽減措置の拡充についてでございます。2つあります。まず①保険税の課税限度額の引上げについてでございますが、国民健康保険税は医療分と呼ばれております基礎課税額、表の左の部分になりますが、基礎課税額と後期高齢者支援金に充てる部分の後期高齢者支援金分と介護分ですね、40歳から64歳の方が納めていただきます介護分と3つに分かれております。今回の課税限度額の引上げについてでございますが、医療分と呼ばれている基礎課税額、現在61万円が限度額となっておりますが、これが2万円引き上がりまして63万円になります。あと1点、介護分につきましては、現在16万円ありますが、それが1万円引き上げられまして17万円になります。この引上げに伴う住民の皆様への影響についてでございますが、基礎課税額、医療分が63万円に、2万円引き上げられることによる影響ですが、22世帯の方に影響が出ます。2万円ですから、22世帯掛ける2万円で44万円の負担になるということです。あと介護分につきましては、16万円から17万円に、1万円引き上げられますので9世帯が該当します。9万円の増額となります。

続きまして、保険税の軽減措置の拡充についてでございますが、保険税の軽減につきましては、7割軽減、5割軽減、2割軽減とありますが、今回の改正では5割軽減と2割軽減で変更が出ております。この変更に関するものですが、下の表にあります、まず基準が拡充されます。基礎控除額33万円に28万円掛ける被保険者数が現行の5割軽減の基準額となっておりますが、この28万円が28万5,000円と5,000円幅が増えることとなります。下に移りまして、2割軽減につきましては、同じように現在の基準では51万円となっておりますが、これが1万円増えまして、52万円に

なります。この軽減の拡充による影響でございますが、現在、軽減を受けていない世帯から2割軽減に移る世帯が3世帯出てきます。また2割軽減から5割軽減に移る世帯が6世帯出てきます。トータル26万4,600円の軽減が図られることとなります。26万4,600円です。

あと説明資料の下のほうに、附則第4項及び第5項関係ということで、低未利用地に関するものを譲渡した場合の特別控除がありますが、これにつきましては、利活用が周辺の土地と比べて低い土地を譲渡したときに特別控除が利いて税金が安くなるという仕組みでございます。ただ本町につきましては、今回の申告等にもこの事例はございませんでした。以上です。

○ 議長 石川博己 質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第31号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第31号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認されました。

日程第6. 議案第32号 令和2年度本部町一般会計補正予算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務課長。

○ 総務課長 仲宗根 章 議案第32号 令和2年度本部町一般会計補正予算について。令和2年度本部町一般会計補正予算を別紙のとおり提案し議会の議決を求める。令和2年4月24日提出、本部町長 平良武康。

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症に緊急に対応する予算のみを計上しております。

それでは3枚目をお願いいたします。令和2年度本部町一般会計補正予算。令和2年度本部町一般会計補正予算は、次に定めるところによる。(歳入歳出予算の補正)第1条、歳入歳出予算の補正後の総額は、歳入歳出にそれぞれ13億7,958万3,000円を追加し、歳入歳出それぞれ100億2,845万1,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

詳細につきましては、一番最後のページにA3で参考資料を添付しております。そちらのほうで内容を説明させていただきます。今回、新型コロナウイルス感染症に緊急に対応するというところで4事業を提案しております。1番目に、緊急生活支援及び産業支援事業、目的が新型コロナウイルスの影響を受けた町民の生活及び地域産業の支援を行い、生活維持への不安を和らげる。こちらは町の単独の支援策でございます。内容としましては、全町民に2,000円を予定しておりますが、2,000円の支援を行うこととしております。内容としましては、食でどうしても必要で

あります主食の米、そして町産の農水産物を半額で購入できるクーポン券、仮称でございますが、その発行を考えております。例えば1,000円の商品を購入する場合、500円のクーポン券が使えるとして、500円は負担していただきまして、半額で購入できるものと考えております。それが1人当たり2,000円、5世帯だと1万円分のクーポン券が行く計算になります。こちらは5月から年いっぱい、12月までを予定しております。資料では10月となっておりますが、申し訳ございません。12月までの予定を今のところ考えております。費用としましては、総事業費で2,800万9,000円でございます。こちらは詳細を述べますと、先ほどの2,000円に加えまして、町の農水産物を活用しますが、本町は米がありませんので、米につきましては友好のまちを締結しています南富良野地域の米を対象と考えております。店舗につきましては、受ける店舗の煩雑として、町民に分かりやすくするためにもとぶかりゆし市場を指定しまして、そちらでの活用を考えております。スピード感がまず必要だと考えております。そしてかりゆし市場につきましては、出資は町関係者が多く占めております。そして町の農水産物が多く取りそろえているということと、多くの農家が参入しております。そして新規の参入も、農家からの参入も容易であるということで、そのもとぶかりゆし市場を選定させていただいているところであります。

続きまして、2番目、緊急子育て支援事業、こちらは給食費を5月から7月までの3か月分全額を免除するものでございます。保育園、町立、認可を含めまして、町立保育園、そして幼稚園、小学校、中学校を対象としております。それが総事業費1,393万1,000円でございます。

3番目、感染拡大防止事業、こちらは既に前年度の3月から行っておりますけれども、アルコール消毒、そして加湿器、マスクの追加の購入、そして新聞折り込み等の経費を計上しております。これは感染拡大防止に関する事業で317万円を計上しているところでございます。今説明しました1番から3番までが町単独の支援事業、合計で4,511万円になります。

続きまして、4番目、これは国庫の10分の10事業になります。特別定額給付金、こちらは新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急経済対策の一環でございまして、家計及び経済の支援を行うということで、世帯構成員1人につき10万円を給付する事業でございます。本部町におきましては、約1万3,250人を10万円にしますと、13億2,500万円の給付が本町ので、割当てでございす。それを5月中旬に町民への申請の送付を予定しているところでございます。

1番から3番の町単独の財源につきましては、交付税の留保分、今から6月、9月、12月と補正予算をする場合の財源として約8,000万円当初で確保しています。その留保分を前倒しで活用しまして、交付税の留保分で4,500万円、歳入として充てているところでございます。以上、説明を終わります。

○ 議長 石川博己 質疑を行います。12番 喜納政樹議員。

○ 12番 喜納政樹 1点だけ質疑させてください。

ただいまございました緊急生活支援及び産業支援事業に関してですが、事業周期が、今おっしゃったとおり今年いっぱいとなっているんですが、その今年いっぱいとした根拠を教えてください。今年度でも問題ないのではと私は思っているんですが、今年いっぱいとした根拠と、



あとその対象店舗がかりゆし市場となっているんですが、かりゆし市場には町産の農水産物以外にも加工された商品などがあると思いますが、それも対象になるのか。なぜかというところは、ここの文言に原則と書いていらっしゃる。そう書いている場合はどういう対応をするのか。それをお伺いしたいのと。あと南富良野のお米が対象となっているが、その対象になったとき、米のストックなどはどの程度あって、すぐに対応できるものなのか。その3点をお伺いしたいと思います。

○ 議長 石川博己 総務課長。

○ 総務課長 仲宗根 章 12番、喜納議員にご説明いたします。

3点目のまず1点目、今年いっぱい根拠でございますが、緊急でございますので、できるだけ早めに活用してほしいと思っておりますけれども、ただ、店舗の混雑もありますので、ある程度、余裕を持とうということで協議しました。それで今年度3月までにいたしますと、締め作業で年度を超えますので、事業者側にある一定の猶予期間を保つためには、やはり年中で止めまして、3か月は精算の期間、かりゆし市場にクーポン券がありますので、そのクーポン券を整理して本町にその分の補助を請求してもらおうと、本町はこれを精査して支払うという形を取りますので、3月ですとどうしても年度を超えるということで、12月中という設定をさせていただきました。そして加工品の対象でございますが、こちらも非常に悩むところでありました、この事業を考える中ですね。加工品になりますと、必ずしも町産の農水産物が利用されていないケースも多々ありますので、今回は何か月もかけて作ってもらった野菜等をいかに廃棄せずに町内で消費できるかということも考えまして、今回は加工品は、今のところ対象外にしたいという考えを持っているところであります。そして南富良野の地域の米でございますが、こちらは事前にかりゆし市場、そして南富良野地域の米の状況を聞いていただきまして、十分に対応可能であるという返答をいただいております。以上です。

○ 議長 石川博己 12番 喜納政樹議員。

○ 12番 喜納政樹 そういった精算上のスケジュールがあるとしても、それはぎりぎりしっかりと守っていただきながら、この中の住民生活支援とともに、地域経済の支援という名目がありますので、今出せる野菜と、恐らく今後出してくる野菜もいろいろあると思います。農家によっても変わりますでしょうし、私も一次産業のことは詳しくはないんですが、今後、冬場にかけても出せるような体制がつくられたときに、それも対象になるようなことも考えていただきながら、ギリギリの部分まで行政の皆さんは見ていただきたいということと、あとは今おっしゃったとおり、やはり生産者の部分の農産物を買うというのが本来の名目ですので、これは今後、告知などもすると思っておりますので、そこら辺はしっかりと告知するということと、あと住民の皆さんが勘違いしやすいのが、恐らくこれは支援と支給、補助などを、なかなか分かりにくいと。例えばこれはおつりが来るんじゃないかと、そういった勘違いをする可能性もあるかと思っておりますので、それをしっかりとその部分に、買って、自分たちの食も守りながら、町内の生産者の皆さんのものを買おうという告知はしっかりとしていただきたい。そこら辺を町長答弁お願いします。

○ 議長 石川博己 町長。

○ 町長 平良武康 まずは、自分たちの地域で食するものは、自分たちの地域で生産するという、その経済の基本的な理念の中で、ひとつはコロナ対策も含めてというようなことの提案でございます。議員おっしゃるように生産体制をしっかりと整えるためにも12月までの期間帯の中で対応していくというようなこと。その中で別途、苗木の配布なり、これまで以上に生産供給体制を強化する。それは一つは自分たちの町でつくるものが一番最も食として安全、安心であるというようなこともあります。そういったことでしっかりと生産体制を整えるようにしていきたいと思っております。なお、加工品とのすみ分けもございましたけれども、加工品についてはその原材料が町外品である場合が多いわけです。ですから町外品が原料であった場合には、経済的な刺激はやや劣るだろうというような観点の中から、それは絞り込んだほうがいだろうということで、内部議論も、その件もやりましたけれども、それは生身の、本部町の土と本部町の空気の中で作ってきた、その品目に絞り込んだほうがいだろうというようなことで整理をしたところがございます。我がほうの限られた予算の中で精いっぱい、精いっぱい、そしてスピード感を持たせて、緊急にそれを対応することによって、今気持ち沈んでいる地域住民に少しでも明るさをもたらしていきたいというような、そういったことでございます。なお、付け加えますけれども、企業体の支援策については、今盛んにマスコミでもいろんな形で報道されています。雇用の助成金とか、あるいはその他休業補償とか、県や国の保障制度に乗った形で対応していきたいというようなことで考えております。目下セーフティーネット資金については、昨日までに、もう既に66件の、66事業所の申請認定をしているところでございますので、逐次、制度を活用しながら生活者、生産者の経済対策について取り組んでいきたいとこのように考えております。

○ 議長 石川博己 12番 喜納政樹議員。

○ 12番 喜納政樹 すみません、1点だけ聞き忘れました。

加工品の中で町内で加工された加工品などもあると思いますが、総務課長、そういった部分に関して全て町内の生産物で加工した、なども対象外になるんですか。

○ 議長 石川博己 町長。

○ 町長 平良武康 原料ですね、原料も町内で全て加工しているものについては、場合によっては対象になる可能性も、そういった相談にも乗れるといったような考え方のもとで原則論というようなことでやっております。先ほども申し上げましたけれども、加工業者といえども、雇用調整助成金などによって補填されている部分もあります。またそれに対応できないような、もっと小さな業者等については何らかの形で考える必要があるかというようなことで、具体的な案件が上がってきたときに少しは弾力的な運用も考える必要があるだろうというようなことで原則論にうたっているというようなことでございます。

○ 議長 石川博己 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第32号 令和2年度本部町一般会計補正予算についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第32号 令和2年度本部町一般会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

議決事件の議事整理についてお諮りします。会議規則第45条の規定により、第4回本部町議会臨時会において議決した事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に一任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって本臨時会において議決した事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に一任することに決定しました。

本臨時会に付された事件は全て終了しました。

休憩します。

休 憩 (午前10時44分)

再開します。

再 開 (午前10時44分)

これで本日の会議を閉じます。

令和2年第4回本部町議会臨時会を閉会します。

閉 会 (午前10時44分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

本部町議会議長 石 川 博 己

本部町議会議員 仲宗根 須磨子

本部町議会議員 具志堅 勉